



とどけ で ぜ い き ん
届出・税金

じゅうしょへんこう とどけ で ぜ い き ん し はら
住所変更などの届出や税金の支払い

く やくしよ い
区役所へ行く



p24

じゅうみんひょう じゅうみん きろく
住民票 (住民記録)



p27

しゅっしやう し ぽう
出生・死亡など
とどけ で
の届出



p28

ざいりゅう
在留カード・
とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ
特別永住者証明書



p27

こじんばんごうつう ち しよ
個人番号通知書と
マイナンバーカード
こじんばんごう
(個人番号カード)

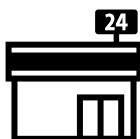
p31

いんかんとうろく
印鑑登録



p30

こう ふ
コンビニ交付サービス



p31



ぜいきん し はら
税金を支払う

p32

じゅうみんぜい しよとくぜい
住民税・所得税・
かくていしんこく
確定申告

p33

区役所へ行く

●新宿区役所

業務日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）、第4日曜日

業務時間：8:30～17:00

※火曜日は19:00まで、第4日曜日は9:00～17:00（他の機関との関係で取り扱わない事務があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください）

区役所は、様々な手続きを行っていますが、各窓口では日本語で対応します。なるべく日本語を話せる人といっしょに行きましょう。新宿区役所1階には外国人相談窓口があります。わからないことがあるときは相談しましょう。

区役所の電話番号は03-3209-1111です。まず交換手が日本語で応答します。日本語でゆっくり要件または内線番号を伝えてください。交換手が目的の係につながります。

●特別出張所

業務日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

※特別出張所では、第4日曜日は業務日ではありません。

業務時間：8:30～17:00

※火曜日は19:00まで（取り扱わない事務があります。詳しくは各特別出張所にお問い合わせください）

皆さんの身近な窓口として、税・保険料などの収納、母子健康手帳の交付、区・都営住宅の申込書の配布などの事務を取り扱っています。

※次の場合は、区役所本庁舎の戸籍住民課住民記録係の窓口に行ってください。

・通訳が必要な場合

※10名以上の団体で届出をするときは、区役所に行く前に戸籍住民課住民記録係（☎03-5273-3601）へ電話でお問い合わせください。事前予約が必要です。

新宿区役所

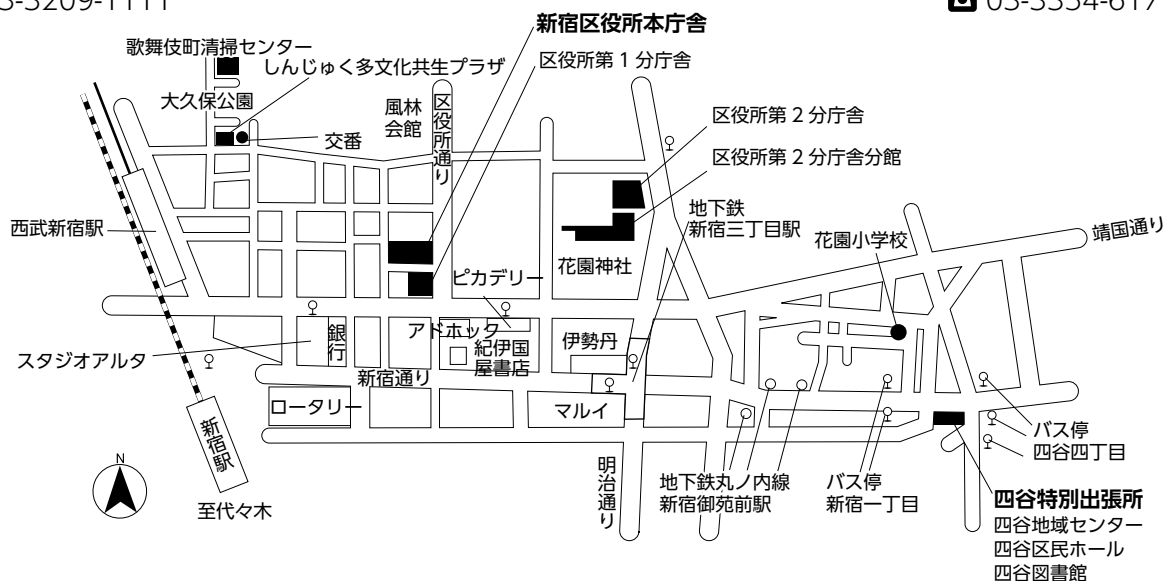
新宿区歌舞伎町 1-4-1

☎03-3209-1111

四谷特別出張所

新宿区内藤町 87

☎03-3354-6171

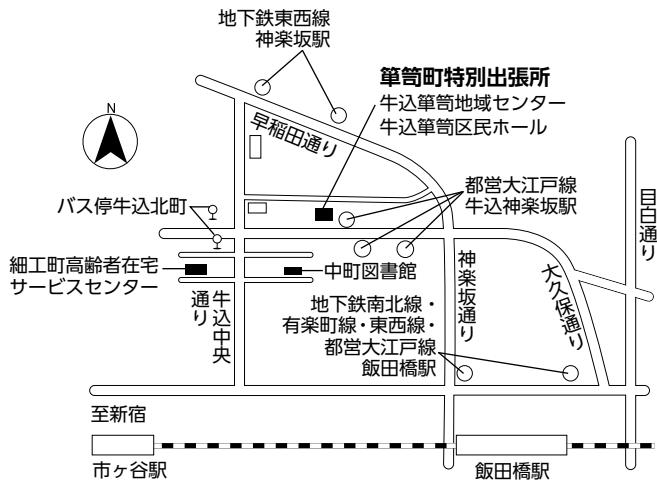


たん す まちとくべつしゅつちようじよ

筆筍町特別出張所

しんじゅく たん す まち
新宿区筆筍町 15

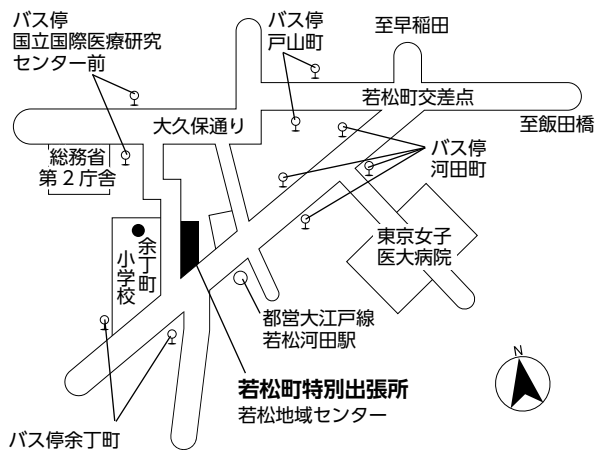
☎ 03-3260-1911



若松町特別出張所

しんじゅく わかまつちよう
新宿区若松町 12-6

☎ 03-3202-1361



榎町特別出張所

しんじゅく わ せ だ まち
新宿区早稲田町 85

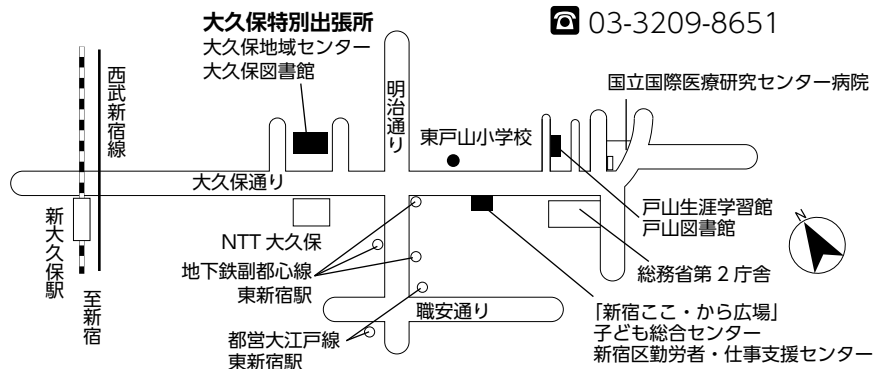
☎ 03-3202-2461



大久保特別出張所

しんじゅく おお く ぼ
新宿区大久保 2-12-7

☎ 03-3209-8651

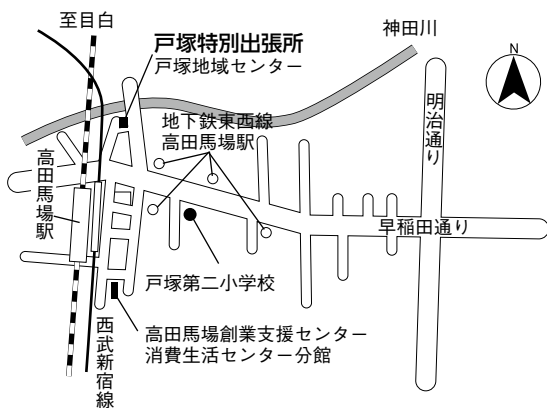


届出・税金

とつかとくべつしゅつちやうじよ
戸塚特別出張所

しんじゅく たかだの ば ば
新宿区高田馬場 2-18-1

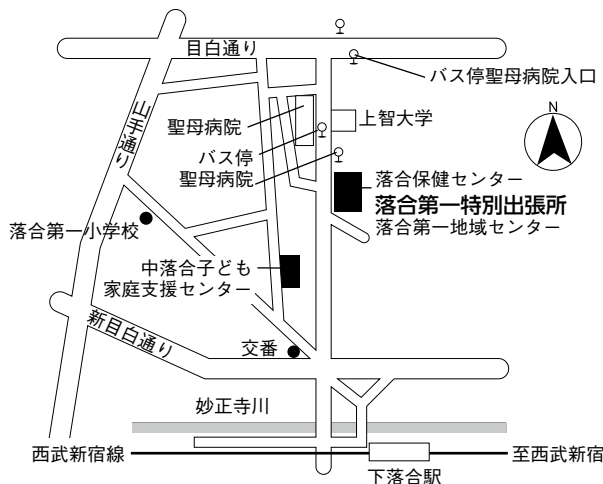
☎ 03-3209-8551



おちあいだいいちとくべつしゅつちやうじよ
落合第一特別出張所

しんじゅく しもおちあい
新宿区下落合 4-6-7

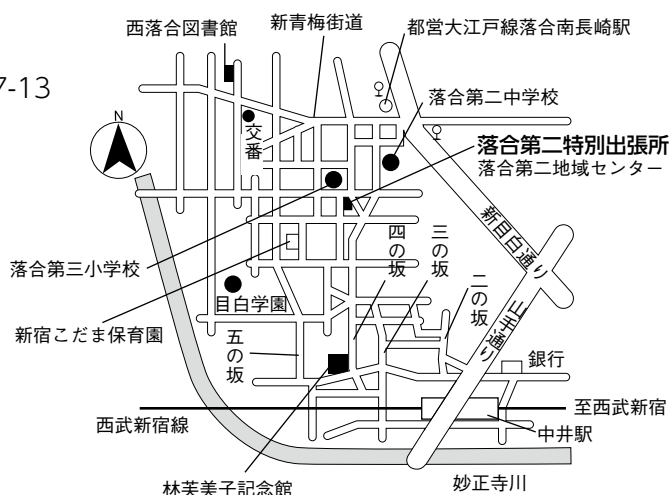
☎ 03-3951-9196



おちあいだい に とくべつしゅつちやうじよ
落合第二特別出張所

しんじゅく なかおちあい
新宿区中落合 4-17-13

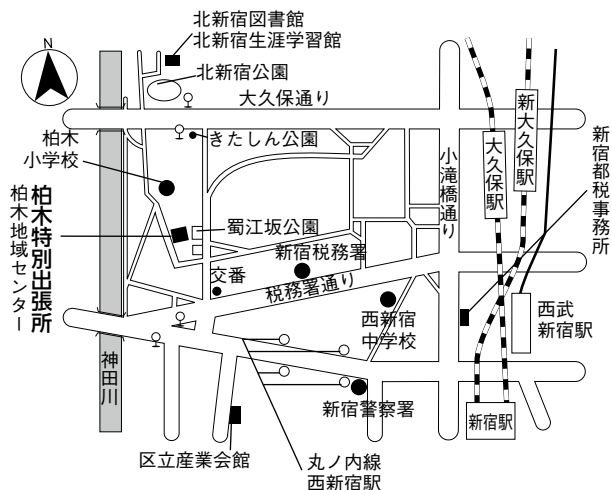
☎ 03-3951-9177



かしわ ぎ とくべつしゅつちやうじよ
柏木特別出張所

しんじゅく きたしんじゅく
新宿区北新宿 2-3-7

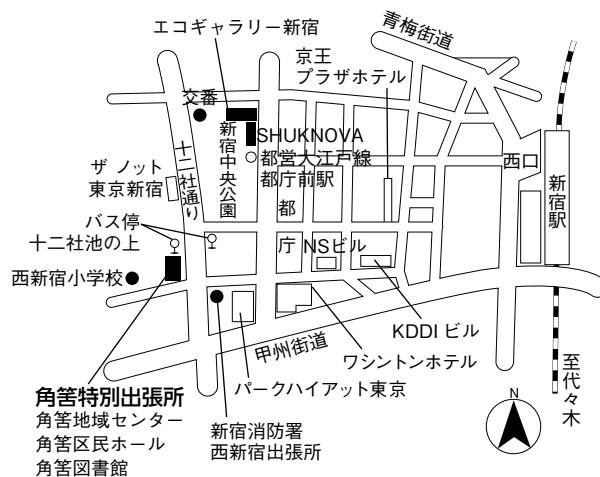
☎ 03-3363-3641



つのはずとくべつしゅつちやうじよ
角筈特別出張所

しんじゅく にししんじゅく
新宿区西新宿 4-33-7

☎ 03-3377-4381



住民票 (住民記録)

戸籍住民課 住民記録係
各特別出張所

国外からの転入届や中長期在留者等となった場合の届出をするとき、通訳が必要なとき、または10名以上の団体で届出をするときは、区役所の戸籍住民課住民記録係の窓口をご利用ください。

外国人住民の方（在留カード交付対象者や特別永住者など）にも、住民票が作成されます。

住民票は、住所、世帯（一緒に住んでいるだけでなく生計を共にしている人たちの集まり）及び世帯主（世帯を代表する人、生計を維持するうえで中心になる人）などを記録・証明するもので、印鑑登録・国民健康保険・税金などの基本となるものです。

●住民票の対象となる方

- ・中長期在留者（在留カード交付対象者）
 - ・特別永住者
 - ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
 - ・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- 上記以外の外国人の方には住民票が作成されません。

●住所変更の届出

住所や世帯構成等に変更があったときは、本人または代理人が届出をしてください。代理人（本人と同一世帯の方は除く）が届出をする場合は委任状が必要です。委任状の様式は区のホームページにありますので、ご利用ください。届出は無料です。

住所変更の届出は、廃止された外国人登録の手続きとは異なります。特に、区外や国外に引っ越しをするときは、事前に新宿区で「転出届」をしてください。

届出の種類や必要なものなどについては、29ページの一覧表をご覧ください。

●住民票の写し等の交付

住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書が必要な方は、本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書等）をお持ちになり、請求してください。

代理人（本人と同一世帯の方は除く）が請求する場合は委任状が必要です。委任状の様式は区のホームページにありますので、ご利用ください。

郵便による請求もできますが、必要な書類は事前にお問い合わせください。手数料は1通300円です。

※住民票の写しは、コンビニ交付サービスでも受け取ることができます。詳しくは31ページをご覧ください。

※自動交付機サービスは2020年3月末で終了しました。

在留カード・特別永住者証明書

法務省出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター

0570-013904

(IP電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

●在留カードに関する手続き

次のようなときには、最寄りの地方出入国在留管理局で手続きをしてください。

- ・氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があったとき
- ・在留カードを盗まれたり、紛失したとき
- ・在留カードの有効期間の更新をするとき
- ・「技術」等の就労資格や、「留学」等の学が資格の方で、所属機関が変更になったとき
- ・「日本人の配偶者」や「家族滞在」等の在留資格の方で、配偶者と離婚または死別したとき



届出に必要な書類などについては、前記にお問い合わせください。

●特別永住者証明書に関する手続き

次のようなときには、区役所の住民記録係で手続きをしてください。

- 日本で生まれ、特別永住許可申請をするとき
 - 氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更があったとき
 - 特別永住者証明書を盗まれたり、紛失したとき
 - 特別永住者証明書の有効期間の更新をするとき
- 届出に必要な書類などについては、前記出入国在留管理庁または戸籍住民課住民記録係 ☎ 03-5273-3601) にお問い合わせください。

●外国人登録証明書からの切替え

外国人登録法の廃止(2012年7月9日)の時点で、外国人登録証明書は一定の期間、新しくできた「特別永住者証明書」「在留カード」とみなされていましたが、原則として2015年7月8日までに、外国人登録証明書から特別永住者証明書または在留カードに切り替えることになっています。

○在留カード

最寄りの地方出入国在留管理局で手続きをしてください。

- 中長期在留者の方…原則として2015年7月8日までに切り替えることになっているので、至急手続きしてください。

○特別永住者証明書

区役所の戸籍住民課住民記録係で手続きをしてください。

- 16歳未満の方…16歳の誕生日まで
- 16歳以上の方で外国人登録の次回確認(切替)申請期間が2015年7月9日以降の方…外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の始期である誕生日まで
- 上記以外の方…原則として2015年7月8日までに切り替えることになっているので、至急手続きしてください。

出生・死亡などの届出

戸籍住民課 戸籍係

●戸籍

戸籍とは日本人の氏名、生年月日、父母の氏名及び続柄、配偶者などの親族的な身分に関することを登録し、公証するものです。

●戸籍の届出

外国人の方も日本で出生、死亡したときは役所に届出が必要です。また、婚姻(結婚)、離婚の届出をすることもできます。届出は、無料です。

必要書類などについては、お問い合わせください。

●出生届

生まれてから14日以内に、生まれた場所か届出人の現住所の役所に、父または母が届け出てください。

また、次の届出も忘れないでください。

- 出生後30日以内に東京出入国在留管理局で在留資格の取得許可申請
- 本国関係の手続き(旅券の申請など)

※両親またはどちらか一方が特別永住者で、日本で生まれた子どもの特別永住許可申請をする場合は、出生後60日以内に戸籍住民課住民記録係へ申し出てください。この場合は出生届受理証明書が必要です。その他の必要書類については、戸籍住民課住民記録係 ☎ 03-5273-3601) にお問い合わせください。

●死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡した場所または届出人の現住所の役所に、親族や同居者等が届け出てください。



がいこくじんじゅうみん じゅうしょへんこう とどけ で いちらん
外国人住民の住所変更の届出一覧

とどけ で しゅるい 届出の種類	とどけ で き かん 届出期間	とどけ で ひつよう げんぽん も 届出に必要なもの（原本をお持ちください）
こくがい てんにゅうとどけ 国外からの転入届 (国外から区内に住み始めたとき)	す はじ 住み始めた 日 から 14 か い ない 日以内	ざいりゅう りょけん とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ がいこくじん 在留カード、旅券、特別永住者証明書または外国人 登録証明書 ※ 世帯主との続柄を証明する文書（原本）が必要に なる場合があります。
ちゅうちよう き ざいりゅうしやとう ば あい とどけ で 中長期在留者等になった場合の届出 (区内に住む短期滞在者等の方が、中 長期在留者等になったとき)	ちゅうちよう き ざいりゅう 中長期在留 者等になっ た 日 から じゅうよっ か い ない 14 日以内	さいにゅうこく ば あい てんにゅうしやぜんいん りょけん ひつよう ※ 再入国した場合は、転入者全員の旅券が必要です。 ★ これらの届出は、区役所の戸籍住民課住民記録係 の窓口をご利用ください。
た く し ちようそん てんにゅうとどけ 他の区市町村からの転入届 (区外から引っ越しをしてきたとき)	ひ こ 引っ越しを して きた 日 から 14 日 い ない 以内	てんしゅつしょうめいしよ ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ 転出証明書、在留カード・特別永住者証明書または がいこくじんとうろくしょうめいしよ こくみんけんこう ほ けんしよ し かくかくにん 外国人登録証明書、国民健康保険証または資格確認 書 (すでに国民健康保険に加入している世帯)に 入る方で世帯主が変わる場合)、マイナンバーカード (個人番号カード)・住民基本台帳カード (お持ちの かた 方) ※ 世帯主との続柄を証明する文書（原本）が必要に なる場合があります。
てんきよとどけ 転居届 (区内で引っ越しをしたとき)	ひ こ 引っ越しを した 日 から じゅうよっ か い ない 14 日以内	ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ がいこくじんとうろくしょう 在留カード・特別永住者証明書または外国人登録証 明書、国民健康保険証または資格確認書 (加入して いる方)、マイナンバーカード (個人番号カード)・ 住民基本台帳カード (お持ちの方) ※ 世帯主との続柄を証明する文書（原本）が必要に なる場合があります。
てんしゅつとどけ 転出届 (区外や国外に引っ越しをするとき)	ひ こ 引っ越しを する 前	ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ がいこくじんとうろくしょう 在留カード・特別永住者証明書または外国人登録証 明書、国民健康保険証 (加入している方)、マイナ ンバーカード (個人番号カード)・住民基本台帳カー ド (お持ちの方)、印鑑登録証 (登録している方) ※ 世帯主が転出する場合は、新世帯主との続柄を証 明する文書 (原本) が必要になることがあります。 ★ 転出届は郵送や、マイナポータル上でもできます。 詳しくは区のホームページをご覧ください。
せ たいへんこうとどけ 世帯変更届 (世帯主が変わったとき・世帯を分 けたり、一緒にしたりしたとき)	へん こう 変更のあつ た 日 から じゅうよっ か い ない 14 日以内	ざいりゅう とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ がいこくじんとうろくしょう 在留カード・特別永住者証明書または外国人登録証 明書、世帯主との続柄を証明する文書 (原本)、国 民健康保険証または資格確認書 (加入している方)

- ※ 通訳が必要なときや、10 名以上の団体で届出をするときは、区役所の戸籍住民課住民記録係に事前に電話でお問い合わせください。
- ※ 届出の際、本人確認をしています。届出人の本人確認ができる書類 (在留カード・特別永住者証明書等) をお持ちください。
代理人 (本人と同一世帯の方は除く) が届出をするときは、委任状が必要です。
- ※ 世帯主との続柄を証明する文書が外国語の場合は、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付してください。
- ※ 国外からの転入届と中長期在留者になった場合の届出は、火曜日の窓口延長の時間帯 (17:00～19:00) と第 4 日曜日にはできませんので、ご注意ください。
- なお、繁忙期 (3 月、4 月、7 月、9 月、10 月) は、窓口の混雑状況によって開庁時間 (8:30～17:00) 内でもお手続きできない場合があります。詳しくは区のホームページをご覧ください。



届出・税金

印鑑登録

戸籍住民課 住民記録係
各特別出張所

●印鑑

日本ではサインと同じ意味で契約の場合などに印鑑が用いられています。

印鑑は、ハンコ店に注文して作ってもらい、区役所に自分の印影を登録しておくことができます。必要に応じて、その印影が登録済みであることを証明する印鑑登録証明書（カード）を請求できます。

●登録できない印鑑

- 住民票に記載されている氏名、氏、名、通称または氏名、通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの
- 職業、資格などほかの事項をあわせて表しているもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが一辺 8mm の正方形に収まるもの、または一辺 25mm の正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明なもの、文字の判読の困難なもの
- 凹凸が逆転しているもの
- そのほか登録するのに適当でないもの（例：外枠のないもの、欠けているもの、三文判、指輪印など）

●印鑑登録

登録する印鑑と、有効期限内の在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）等を持参して、本人が区役所の戸籍住民課または特別出張所に申請してください。その日のうちに登録ができます。年齢制限（満 15 歳以上の方）など、一定の登録制限があります。

有効期限内の在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）等をお持ちにならなかった場合や、委任状を持参した代理人が申請する場合

合は、照会書を本人の自宅に郵送します。到着後、本人が代理人が、次のものを持って申請した窓口にお越しください。

- 回答書
- 登録する印鑑
- 本人確認できるもの

※ 代理人の場合は、登録する本人の本人確認書類のほかに、委任状と代理人の本人確認できるものが必要です。また、代理人の印鑑も必要です。登録完了後、印鑑登録証（カード）を交付します。交付手数料は 50 円です。

●印鑑登録証明書

印鑑登録証明書が必要な方は、印鑑登録証（カード）をお持ちになり、区役所の戸籍住民課または特別出張所の窓口で請求してください。交付手数料は 1 通 300 円です。

※ 印鑑登録証明書は、コンビニ交付サービスでも受け取ることができます。詳しくは 31 ページをご覧ください。

●届出が必要な場合（印鑑登録）

- ① 印鑑をなくしたり、登録の必要がなくなったとき→印鑑登録廃止届
- ② 印鑑登録証をなくしたり、盗難・焼失したとき→印鑑登録証亡失届
- ③ 印鑑登録証が汚損、き損等で使用できなくなったとき→印鑑登録証引替交付申請

●区外へ転出する場合（印鑑登録）

印鑑登録をしている方が転出する場合は、印鑑登録証を返還してください。なお、新住所地で新たに印鑑登録の手続きが必要です。転出前の同じ住所に転入しても、新たに印鑑登録の手続きが必要です。

●出国した場合（印鑑登録）

印鑑登録をしている方が出国した場合は、印鑑登録は出国をもって抹消されます。再び同じ住所に転入しても、新たに印鑑登録の手続きが必要です。

●住民票が作成されない方について
短期滞在者の方や不法滞在者など、住民票が作成されない場合は、印鑑登録の対象になりません。

コンビニ交付サービス

●住民票の写し・印鑑登録証明書について
戸籍住民課 住民記録係

●住民税の証明書について
税務課 収納管理係

全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「特別区民税・都民税・森林環境税課税（非課税）証明書」「特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書」を取得することができます。コンビニ交付サービスを利用するには、利用者証明用電子証明書（※）が搭載されているマイナンバーカード（31～32ページ）もしくは、スマホ用電子証明書が搭載されているスマートフォンが必要です。

○利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラの各店舗及び新宿郵便局等
ただし、キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗に限ります。

○利用時間

6:30～23:00（12月29日～1月3日とシステムメンテナンス時を除く）

○交付手数料

1通200円（窓口では300円）

※利用者証明用電子証明書とは、インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明するしくみです。「マイナポータル」のログインやコンビニ交付サービス等で、本人であることの認証手段として利用できます。

個人番号通知書と マイナンバーカード （個人番号カード）

●戸籍住民課 住民記録係

●個人番号通知書とは

日本国外からの転入や出生等で、新たに国内に住所の登録をした方に、マイナンバー（個人番号）を記載した「個人番号通知書」を簡易書留（転送不要）で郵送します。個人番号通知書の発行と郵送は、全国の区市町村から委任を受けた地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施しています。

個人番号通知書が手元に届いたら、大切に保管してください。

※「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類としては利用できません。

●マイナンバーカード（個人番号カード）とは

○顔写真付きのICカードで、表面に氏名・住所などが、裏面にマイナンバーが記載されています。

※1歳未満の乳児の場合は顔写真の掲載はありません。

○ICチップに公的個人認証サービスによる電子証明書が標準的に搭載されます。電子証明書は「マイナポータル」のログインやコンビニ交付サービスなどに利用できます。

○マイナンバーカードの初回の交付手数料は無料ですが、再交付の手数は800円で、電子証明書の再発行を含む場合は別途200円がかかります。

○住所や氏名等を変更したときは「14日以内」に、また、出入国在留管理庁の許可が下りて在留期間が延長されたときは「マイナンバーカードの有効期限まで」に区の窓口へ届け出て、カードの記載内容を変更してください。



届出・税金

●マイナンバーカードの申請・交付

①郵送で申請する方法

個人番号カード交付申請書と交付申請書送付用封筒を使用して申請します。申請書や封筒は、戸籍住民課または特別出張所で受け取るか、下記ホームページからダウンロードしてください。

申請書に顔写真を貼り、マイナンバー等の必要事項を記入し、交付申請書送付用封筒に入れて投函します。

※通知カードに付属の申請書を使用することもできます。氏名・住所等に変更があるときは、変更箇所を手書きで修正してから申請してください。

②インターネット・まちなかの証明写真機で申請する方法

個人番号通知書に同封の申請書のIDまたは二次元コードを使用して申請します。個人番号通知書に同封の申請書がない場合は、本人確認書類を持参のうえ、戸籍住民課または特別出張所でID付きの申請書を請求してください。

インターネットの場合は、デジタルカメラ・スマートフォンで顔写真を撮影し、保存した後、下記WEBサイトにアクセスします。アクセス後、画面表示に従って申請してください。

まちなかの証明写真機の場合は、証明写真機のタッチパネルから「個人番号カード」を選択し、画面表示に従って申請してください。

☞ <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

③マイナンバーカードオンライン申請サポートサービスによる申請

区役所本庁舎1階で、区の担当者が申請に必要な写真撮影から申請までのお手伝いをします。申請には、専用の「申請書ID」が必要です。本人確認ができる書類（在留カード等）を持参し、戸籍住民課窓口で「申請書ID」が記載された申請書の発行を依頼してください。

申請後、個人番号カード交付通知書を自宅に郵送しますので、インターネットか電話で受取日時を予約してから、交付場所へ受取りにきてください。

受取りのときには、個人番号カード交付通知書と本人確認書類（在留カード・特別永住者証明書等）を持参ください。上記以外の本人確認書類については、戸籍住民課へお問い合わせください。

●マイナンバーカード特急発行について

特に速やかな交付が必要となる方を対象とし、原則1週間以内でマイナンバーカードがご自宅に届く仕組みです。区役所本庁舎1階の戸籍住民課で受付けをしています。

対象者は1歳未満の方、国外から転入された方、マイナンバーカードを紛失された方などに限定されます。対象者や申請が可能な期間、必要書類などの詳細は、戸籍住民課住民記録係（☎ 03-5273-3601）にお問い合わせください。

●住民基本台帳カードについて

マイナンバーカードの発行に伴い、住民基本台帳カードの発行は2015年12月28日に終了しました。

発行済みの住民基本台帳カードは、有効期間内は引き続き利用できますが、マイナンバーカードの交付時に回収します。住民基本台帳カードとマイナンバーカードの両方を持つことはできません。

税金を支払う

税金の目的と種類

☒ 税務課 税務係

●税金とは

国や地方自治体の仕事の多くは、わたしたちの日常生活に、様々なかたちで関わりを持っています。



くに がいこう しゃかい き ばんせい び けいざいせいさく くにぜん
国は、外交、社会基盤整備、経済政策など国全
体に関わる仕事を分担しています。

いっぽう ち ほう じ ち たい ふう し きょういく ほ けんえいせい
一方、地方自治体は、福祉、教育、保健衛生、
警察、消防など生活環境を中心とした地域に密着
した仕事を分担しています。

わたしたちは、これらに要するための費用を、
「税金」というかたちで負担しています。いわば、
安全で豊かな生活をしていくための会費のような
性格のものということができます。

●住民税（特別区民税・都民税）と所得税

税金には、様々な種類のものがあります。その
なかで、わたしたちにとって、とても身近な税金
が住民税と所得税です。

地方税である住民税と国税である所得税は、と
もに個人の所得に対する税金で、所得金額の認定
など多くの共通点があります。一方、所得税がそ
の年の所得に課税されるのに対し、住民税は前年
の所得に対して翌年度に課税されることや税率な
ど異なる点もあります。

住民税・所得税・ 確定申告

住民税について

税務課 課税第一・第二係

住民税の証明書について

税務課 収納管理係

所得税・確定申告について

四谷税務署 ☎ 03-3359-4451

新宿税務署 ☎ 03-6757-7776

●住民税の対象となる方

原則として毎年1月1日に、その区市町村に住
民登録のある方が対象になります（国籍は問いま
せん）。

居住地が変わった場合でも、1月1日現在、住
民登録していた区市町村に納めます。

●住民税が課税されない方

前年中の所得が基準額以下の方には、住民税は
かかりません（基準額は、本人の年齢や扶養家族
数などによって異なります）。

●住民税の申告

毎年3月15日までに、前年中の所得を区役所
税務課に申告してください。ただし、税務署に所
得税の確定申告をした方、給与所得のみの方で会
社などから給与支払報告書が区役所に提出されて
いる場合などは、区役所税務課へ申告する必要は
ありません。

●住民税の計算方法

住民税には均等割と所得割があります。

○均等割：所得にかかわらず同じ額です。

○所得割：前年中の所得等に応じて計算します。

●住民税の納付方法

個人の住民税の納付方法は、以下のとおりです。

○普通徴収

区役所から自宅あてに送付（6月上旬）される
納税通知書に同封の納付書により、年4回に分
けて個人で納めていただく方法です。納める場所
は、区役所・特別出張所、銀行等の金融機関、郵
便局、コンビニエンスストアです。

ほかにペイジー、クレジットカード払い、スマー
トフォン決済アプリ、電子マネー納付が利用できま
す。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。収
納管理係にお問い合わせください。

☞ [http://www.city.shinjuku.lg.jp/hoken/
file04_04_00001.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/hoken/file04_04_00001.html)

○給与からの特別徴収

会社員などの給与所得者の場合、事業所が毎月
の給与から差し引いて、本人に代わって区役所に
納付する方法です（給与所得者でも、普通徴収に
より納付できる場合もあります）。

※このほか、公的年金からの特別徴収制度があり
ます。



● 出国時の手続き

住民税の課税対象者が納税通知（6月上旬）前に出国する場合は、納税管理人を定めるか、予納（事前に住民税を納める制度）をしてください。納税通知を受け取った後に出国する場合は、納税管理人を定めるか、全額を納めてください。

● 住民税課税（非課税）証明書・納税証明書の取得について

窓口に来る方の本人確認ができる書類（在留カード・マイナンバーカード・健康保険証等）をお持ちになり、税務課・特別出張所の窓口で申請してください。交付手数料は1通300円です。

※窓口には本人が来られない場合は、委任状が必要です。詳しくは、収納管理係にお問い合わせください。

※コンビニ交付サービスもあります（31ページ参照）。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。収納管理係にお問い合わせください。

 http://www.city.shinjuku.lg.jp/hoken/file04_02_00001.html

● 所得税について

所得税は、個人の所得にかかる税金で、その人の1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して税額を計算します。

● 確定申告について

会社などに勤めている給与所得者の場合、所得税が毎月の給与から差し引かれますが、それ以外の方は税務署に確定申告する必要があります。所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度になっています。

所得税・確定申告について詳しいことは国税庁のホームページをご覧ください。

 <https://www.nta.go.jp/>

